

○津軽広域連合契約規則

(平成10年 2 月10日規則第 6 号)

改正 平成18年 2 月27日規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、法令、条例又は他の規則に定めるものを除くほか、津軽広域連合の契約事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第 2 条 津軽広域連合の契約事務に関しては、弘前市契約規則（平成18年弘前市規則第52号）を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 2 月27日規則第 2 号）

この規則は、平成18年 2 月27日から施行する。